5月行事予定

日曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日
				1	2	3 憲法記念日
4 みどりの日	5 こどもの日	6 振替休日	7 貯筋体操 （スイートピー） 9:30～/10:30～	8	9	10 休日開館日 マインドフルネス瞑想会 10:30～11:30 卓球クラブ 13:30～15:00
11	12 貯筋体操（ひまわり） 9:00～10:30 健康体操（山根会） 13:30～15:00	13 太極拳 9:30～10:30	14 貯筋体操 （スイートピー） 9:30～/10:30～	15 ふれあい喫茶 9:30～	16	17
18	19 貯筋体操（ひまわり） 9:00～10:30 健康体操（山根会） 13:30～15:00	20 太極拳 9:30～10:30	21 貯筋体操 （スイートピー） 9:30～/10:30～	22	23	24 休日開館日 卓球クラブ 13:30～15:00
25	26 貯筋体操（ひまわり） 9:00～10:30 健康体操（山根会） 13:30～15:00	27 太極拳 9:30～10:30 マインドフルネス瞑想会 19:30～20:30	28 貯筋体操 （スイートピー） 9:30～/10:30～	29	30	31

※予定は変更になる場合があります。

【お知らせ】　○令和7年度の川之江ふれあい料理教室は6月から開講になります。
（5月1日申し込み開始です）

○ふれあい喫茶（第2回）　5月15日（木）　9時30分～

かわのえ隣保館だより

2025年（令和7年）5月発行号　電話/FAX　0896-28-6254

未だに残る女性差別

みなさんも広辞苑を使われたことがあると思いますが、掲載されている言葉には、今なお女性差別ととれる言葉が多くあります。例えば、「売れ残り」（婚期を過ぎても独身でいる女性）「オールドミス」（未婚のまま婚期を過ぎた女性）などの言葉があります。これらの言葉には、女性は早く結婚すべきとの意識がにじんでいます。

他にも「男勝り」や「出戻り」「内助の功」など時代錯誤の女性蔑視な言葉が今も多く残されているのを知っていますか？また、これらの言葉についてどう思いますか？

これらの言葉は、後世に残すべき正しい日本語ではありません。もし言葉の勉強で、意味を調べる時に初めて出会ってしまうと、正しいことだと認識し、差別を助長してしまいかねません。しかし、その言葉が生まれた背景や理由をふまえた上で考えると、今の時代において使用することは適当ではなく、公然とそれが存在することに疑問を感じると思います。

また、会社などにおいても、女性差別が未だにあります。例えば「女性にお茶を入れてもらった方がいい」という昔からの習慣として、新入社員の女性に担当を任せるケースが残っていたりします。仕事の役割分担として部下にその担当を任せること自体は差別やハラスメントに抵触しないと思いますが、あらゆる仕事において、性別のみに着目して業務に差をつけることは、男女雇用機会均等法違反となります。未だに女性の仕事、男性の仕事と分けていたり、仕事面や給与面など待遇の格差が残っています。日本社会には根強く「男性は外で仕事、女性は家庭を守る」という意識がある方もいるのかもしれません。

その傾向が少なからず、日本の国際社会における男女均等における意識の低さにも表れ、ジェンダーギャップ不平等指数22位／193か国中として示されています。昨今議論されている「選択的夫婦別姓」についても伝統的な家族観の維持という理由で政策の進展が見られない現状にも象徴されています。

しかしながら、この制度の成立が、家庭内だけではなく、社会全体のジェンダー平等を象徴する大きな一歩となります。様々な要因があり、格差が埋まっていない現状はありますが、お互い（特に男性）にその意識と行動力と配慮があれば、ジェンダー平等ですべての人が住みやすい世の中に近づくと思います。

主事　西川直輝

悩んでいることはありませんか？
隣保館は、いつでも人権に関わる悩みを相談できる窓口です。
「職場でのハラスメント」「職場や学校に行けない」など何でも相談してください。
また、ハローワークの職業相談は、電話による予約制となっています。

ヘイトスピーチと差別

みなさんはヘイトスピーチをご存じですか？

2016年、国においてヘイトスピーチ解消法が施行されていたり、ニュースなどで名称は聞いたことはあると思います。ただ、実例として他の差別問題のように、大々的にニュースになることはあまりありません。しかし、先日、沖縄県において「沖縄県差別のない社会づくり条例」に2本のYouTube動画が不当な差別的動画にあたるとして条例制定後、初めての差別認定を受けました。動画内では外国人を侮辱し排除をあおる文言を繰り返す行為がありました。日本でのヘイトスピーチは外国籍の方を対象とした事案が多く、同様の事象は度々取り上げられています。自分と違う属性を持っている人を攻撃的に差別するという許されざる行為です。

日本には外国にルーツのある人や外国から何らかの事情や国の情勢等により、あるいは目的や希望を持って来て、その後日本で子や孫が生まれて住んでいる「在日」と言われる人など、多種多様な人種や属性を持つ人が住んでいます。その一人ひとりの生い立ちや育った環境・価値観、考え方は違っていて当たり前で、どれが正しくて、どれが間違いという基準もありません。しかし、日本には外国にルーツのある人などの歴史的な背景を正しく理解せずに、誤った認識やその国に対する敬意を欠いている人が未だに多くいます。

例えば、自分が同じ立場で、今住んでいる場所が奪われようとするならば、どう思いますか？日本という国は外国にルーツのある人が、自分の祖国のアイデンティティを守りつつ、住み続けることには、障壁が高いように思います。

自分に問い掛けてみて下さい。見た目やその他先入観だけで人を判断していませんか？例えば、近所の同じコミュニティで関わる仲間として、その人たちがいたら、言葉かけや態度がどこか特別視するようになったりしませんか？その人たちのことをインターネットなどで情報収集しようとすると、誹謗中傷や差別的な言葉が公然と正しいことのように、掲載されている現状もあります。

このようなことが、今回の事件のように、ヘイトスピーチによる扇動を正しいと認識・同調してしまって、動画をアップし、拡散することで結果として、差別を助長してしまうことにつながっていきます。

また、その動画に触れることで、傷つく人が多くいると思います。その時に、間違っていると声をあげずに見過ごしてしまうと、差別を許すことにもなってしまいます。

まず、人種やその他属性について、お互いが理解することからはじめて、違いは個性であり、違いを侮辱や排除・差別の対象とはせずに、今回の沖縄の事件を契機に日本の社会全体が反差別の輪として正しい形で広がっていきましょう。ヘイトスピーチなどによる差別をなくす仲間としてつながりあっていけば、様々な人権問題にも立ち向かっていけると思います。

ヘイトスピーチ・・・人の内的属性（人種、宗教、ジェンダーなど）に基づいて、ある集団や個人を標的とし、社会の平和をも脅かす可能性のある攻撃的言説を指します。

令和7年度川之江ふれあい料理教室のお知らせ

1. 開催日時　令和7年6月～全10回（月1回　第2金曜日）
   10:00～13:00
   調理後　皆で食事します♪

2. 開催場所　川之江隣保館　1階生活改善室・小会議室
3. 対　　象　年齢・性別問わず料理に興味のある方
4. 参 加 費　500円　※初めて参加される方は600円（調味料代としての100円を含みます）
5. 定　　員　16名
6. 申込期限　準備の都合上、必ず申込、申込の変更ともに、開催日の一週間前が期限です。（一週間前～当日のキャンセルの場合は参加費をいただきます。）
7. 準 備 物　エプロン、米1合、持ち帰り用タッパー
8. 講　　師　①西　厚子　先生　②富家　澄子　先生
9. 受　　付　川之江隣保館事務所　電話　0896－28－6254

申込開始日　5月1日（木曜日）～

	開催日		
1	6月13日（金）	6	11月14日（金）
2	7月11日（金）	7	12月12日（金）
3	8月 8日（金）	8	1月 9日（金）
4	9月12日（金）	9	2月13日（金）
5	10月10日（金）	10	3月13日（金）